

保育の必要性の認定に関する基準（案）

【概 要】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定に基づく保育給付の支給認定に関し、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性の認定を行い、認定証を交付することとなるため、この保育の必要性の認定基準について条例を制定し、運用しようとするものです。

保育の必要性の認定にあたっては、国は以下の3点について、認定基準を策定することとされています。

- ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 「区分」：長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
※就労を事由とする場合の区分になります。
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

保育の必要性の認定については、国が規定する事由等に基づき行われますが、実際の運用にあたっては、さらに細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとの運用を認めるという指針が示されています。また、国での検討においては、現行制度下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行により直ちに退所させられるようなことが生じないように留意が必要とされています。

【保育の必要性の認定に関する基準の市の考え方】

保育の必要性の認定に関する基準の策定にあたっては、「事由」及び「優先利用」については、国において検討されている基準を市でも準用することとします。

また、各市町村が設定するとされている、保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定は、これまでの市の「保育に欠ける要件」と同様に「1か月あたり64時間以上」とする方向で検討しています。（1日4時間、週4日×4週）

※詳細については、次頁の別表「保育の必要性の認定に関する基準の市の考え方」参照。

別表 保育の必要性の認定に関する基準の市の考え方

子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令第 44 号）等による国基準			行田市の考え方
保育の必要性の認定に係る事由	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合 ※同居親族その他の者が当該児童を保育することが出来る場合、その優先度を調整することが可能		国の基準を準用 ただし、①については、 <u>1月において64時間以上とする。</u>
	①ひと月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすること		
	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと		
	③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること		
	④同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること		
	⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること		
	⑥求職活動（起業の準備含む）を継続的に行っていること		
	⑦就学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）		
	⑧虐待やDVのおそれがあること		
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
	⑩その他のこれらに類するものとして市町村が認める事由に該当すること		
区分	保育標準時間	月212時間超292時間以下 ※超えた時間は、延長保育にて対応	国の基準を準用
	保育短時間	月212時間以下	国の基準を準用
	就労下限時間	1か月あたり48時間以上64時間以下	<u>1か月あたり64時間以上</u>
優先利用	①ひとり親家庭		国の基準を準用
	②生活保護世帯		
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		
	⑤子どもが障害を有する場合		
	⑥育児休業明け		
	⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合		
	⑧小規模保育事業などの卒園児童		
	⑨その他市町村が定める事由		

(案)

行田市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、保育の必要性の基準その他支給認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(保育の必要性の基準)

第3条 市長は、小学校就学前子どものうちその保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由（以下「保育の必要性の基準」という。）に該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。

- (1) 1月当たり64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等している親族を含む。）を常時介護又は看護をしていること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事していること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児

童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

- ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

- (9) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号類するものとして市長が認める事由に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、保育を必要とする子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、その保育の必要性の基準を調整することができる。

- (1) 同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にあること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保育の必要性の基準を調整することが適当であると市長が認める状態にあること。

（保育必要量の区分）

第4条 市長は、保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

- (1) 保育標準時間 1月当たり212時間を超えて292時間まで
- (2) 保育短時間 1月当たり212時間まで

（優先保育の基準）

第5条 保育を必要とする子どものうち優先的に保育を行う必要があると認められる者は、当該子どもが次の各号のいずれかの事由（次条において「優先保育の基準」という。）に該当するものとする。

- (1) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35号）第2条第2項に規定するひとり親家庭であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること。
- (3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。
- (4) 虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態にあること。
- (5) 障害を有していること。
- (6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
- (7) 保育を受けようとする保育所等が兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること。

(8) 地域型保育事業による保育を受けていたこと。

(9) 前各号に掲げる事由に類すると市長が認める状態にあること。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

(行田市保育所における保育に関する条例の廃止)

2 行田市保育所における保育に関する条例（昭和62年条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、施行日以降に保育を受ける小学校就学前子どもの支給認定について適用する。